

★育成医療における治療用装具費の請求について★

1. 費用を請求できる方

育成医療の受給者証をお持ちで、その有効期間内に健康保険適用の治療用装具（コルセットや足底板など）を作成・装着されたお子さんの保護者
（※ 受給者証をお持ちでない場合は、先に、お住まいの区の区役所（こども家庭支援課）で育成医療の申請手続きが必要です。申請と同時に装具費の請求をすることはできません。受給者証が交付されてから請求してください。）

2. 費用を請求できる装具

育成医療を受けている指定自立支援医療機関（横浜市内の指定医療機関は横浜市ホームページで確認できます。）の指定医が、育成医療の治療（対象障害の回復・改善）のために装着が必要と認めた装具で、健康保険の適用となるものに限りま

3. 請求のしかた

- ① 一度、全額を支払います。領収書と領収明細書をもらってください。
- ② お子さんが加入されている健康保険に、必要な書類を問い合わせ、まず健康保険へ請求してください。その際、後日育成医療で請求するために必要な書類は、必ずコピーをとっておいてください。
- ③ 健康保険から**支給（支払）決定通知書**が送られて来ましたら、次の書類をそろえて、お住まいの区の区役所こども家庭支援課で、請求の手続きをしてください。
（※ 口座振込での支給となりますので、請求書を窓口で記入される場合は、振込先を控えたメモなどをご用意ください。）

4. 請求に必要なもの・書類

- ① **育成医療補装具費等請求書** …用紙は区役所窓口で受け取り、記入してください。決定金額欄は空欄のままご提出ください。
- ② **（装具が必要である旨の）意見書** …受診している指定医療機関（受給者証に記載）の指定医が、育成医療の治療に装具が必要と認めた内容で作成したもの。健康保険に提出した写しで可（生活保護の方は原本）。
- ③ **完全装着証明書** …原本。用紙は区役所窓口で受け取り、育成医療の指定医に記入してもらってください。装着した年月日が記載されている診断書でもけっこうです。
- ④ **領収書・領収明細書** …領収書に明細が記載されている場合は、領収明細書は不要。健康保険に提出した写しで可。（生活保護の方は原本）
- ⑤ 健康保険から送られてきた**支給（支払）決定通知書の写し**
- ⑥ **育成医療の受給者証のコピー**
- ⑦ **自己負担上限額管理票のコピー** …装具作成費用を支払った月（装具を装着した月）のページの写し。その月に医療機関の受診がなく白紙の場合は、月だけを記入したページの写し
- ⑧ （窓口で記入する場合）**振込先を控えたメモ**など（請求者本人名義の口座に限ります。）

●請求から振込までに、約2か月かかります。

●自己負担上限額と、その月に自己負担された金額によって、支給金額が決定します。